

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年3月13日(2008.3.13)

【公開番号】特開2007-146187(P2007-146187A)

【公開日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2007-022

【出願番号】特願2007-63678(P2007-63678)

【国際特許分類】

C 0 8 G 63/85 (2006.01)

【F I】

C 0 8 G 63/85

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月29日(2008.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

テレフタル酸又はそのエステル形成性誘導体を主成分とするジカルボン酸成分と、エチレングリコールを主成分とするジオール成分とを、エステル化反応或いはエステル交換反応を経て重縮合させることにより製造されたポリエステル樹脂であって、テレフタル酸成分とエチレングリコール成分以外の共重合成分の含有量が全ジカルボン酸成分に対して4モル%以下であると共に、280で射出成形した厚さ3.5mmの成形体における、波長395nmの吸光度と波長800nmの吸光度との差が0.08以上、同じく波長500nmの吸光度と波長800nmの吸光度との差が0.05以下であり、ゲルマニウム化合物の含有量が、ポリエステル樹脂1トン当たり、ゲルマニウム原子(Ge)として0.4モル以下であることを特徴とするポリエステル樹脂。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、テレフタル酸又はそのエステル形成性誘導体を主成分とするジカルボン酸成分と、エチレングリコールを主成分とするジオール成分とを、エステル化反応或いはエステル交換反応を経て重縮合させることにより製造されたポリエステル樹脂であって、テレフタル酸成分とエチレングリコール成分以外の共重合成分の含有量が全ジカルボン酸成分に対して4モル%以下であると共に、280で射出成形した厚さ3.5mmの成形体における、波長395nmの吸光度と波長800nmの吸光度との差が0.08以上、同じく波長500nmの吸光度と波長800nmの吸光度との差が0.05以下であり、ゲルマニウム化合物の含有量が、ポリエステル樹脂1トン当たり、ゲルマニウム原子(Ge)として0.4モル以下であるポリエステル樹脂、を要旨とする。